

審議案件に関する概要

令和元年（2019年）7月9日第四部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項（新設）
届出日	平成31年1月22日
担当部署	上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

1. 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住 所
株式会社LINKLE 代表取締役 大野 茂実	名寄市西12条南4丁目1番地9

2. 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	ツルハドラッグ旭川神楽5条店 旭川市神楽5条12丁目456番4ほか	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 鶴羽 順 札幌市東区北24条東20丁目1番21号	
(3) 新設日	令和元年（2019年）9月23日	
(4) 店舗面積の合計	1,210 m ²	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	41 台
	駐輪場の収容台数	10 台
	荷さばき施設の面積	27 m ²
	廃棄物保管施設の容量	12 m ³
(6) 施設の運営方法	開店時間・閉店時間	開店 午前7時 閉店 翌午前0時00分
	駐車場の利用時間帯	午前6時30分から翌午前0時30分まで
	駐車場の出入口数	2箇所（出入口1箇所、出口1箇所）
	荷さばき時間帯	午前6時から午後10時まで

3. 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	必要駐車台数40台 < 設置台数41台
	従業員駐車場等の整備	駐車場内に11台確保
	駐輪場（自動二輪車を含む）の整備	10台 ・ 同規模他店舗の運営実績を参考に計画しており、駐輪場が不足することはない。 ・ 自動二輪車での来客は少なく、計画駐車場で対応することが可能。
	来客車両等の入出庫方法	・ 入口ゲート・遮断機はなく、入庫待ちは発生しないと考える。
	搬入車両等の誘導	・ 処理能力3台/時に対し、1台/時の搬入。 ・ 計画的搬入により、一時的に搬出入車両が集中しないよう配慮する。
歩行者の安全対策	・ 店舗社員や取引先業者及び搬出入業者とともに、店舗周辺や駐車場内における低速度走行や歩行者及び来客に対する安全確認の徹底に取り組む。	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口看板、出庫時の一時停止表示などで、安全と円滑な自動車誘導を図る。 ・ 繁忙時には交通整理員により駐車場内の歩行者及び自動車の適切な誘導を行い安全の確保を図る。
交通整理員の配置	2人（7：00～18：00）。 ・ 繁忙時には交通整理員を駐車場出入口周辺に配置し、交通安全および違法駐車防止を図るほか、適切な駐車場誘導を行う。
除排雪による堆積方法	・ 原則として10cm以上の積雪が生じた場合に除雪を行う。 ・ 駐車場外周部及び従業員駐車場などに一時堆雪するが、適時排雪を行って必要駐車台数の確保に努める。
その他	・ オープン時にはチラシにより案内経路を周知するとともに、大規模な販売促進催事を行う際には交通整理員を配置して、交通安全の確保を図る。

(2) 騒音発生への配慮

昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
	1	60 dB	46 dB	○	
	2	55 dB	35 dB	○	
	3	60 dB	47 dB	○	
夜間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
	1	50 dB	37 dB	○	
	2	45 dB	28 dB	○	
	3	50 dB	41 dB	○	
夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点	音源の種類	規制基準値	予測結果	評価
	a1	空調機①	50 dB	44 dB	○
	a2	空調機②	50 dB	42 dB	○
	a3	冷凍機	50 dB	45 dB	○
	a4	排気①	50 dB	54 dB	△
	a5	排気②	50 dB	51 dB	△
	a6	排気③	50 dB	48 dB	○
	a7	排気④	50 dB	45 dB	○
	a8	排気⑤	50 dB	46 dB	○
	c1	自動車走行音	50 dB	54 dB	△
	c2	自動車走行音	50 dB	70 dB	△
	c3	自動車走行音	50 dB	58 dB	△
	d1	ドア開閉音	50 dB	55 dB	△
d2	ドア開閉音	50 dB	67 dB	△	
d3	ドア開閉音	50 dB	66 dB	△	

敷地境界で規制基準値を超える、a4、a5、c1、c2、c3、d1、d2、d3について、住居壁際等で再計算した結果、次のとおり規制基準値を下回る。

再計算点	規制基準値	予測結果	備考
A1'	50 dB	47 dB	
c1'	50 dB	44 dB	
c2'	40 dB	36 dB	
c3'	50 dB	40 dB	

	d 1'	5 0 dB	4 6 dB
	d 2'	4 0 dB	3 8 dB
	d 3'	5 0 dB	4 2 dB
騒音問題の一般的対策	・店舗社員や取引先に対して、自動車の低速度走行などの環境への配慮の指導を行う。		
荷さばき作業等の対策	・搬出入車両等の不要なアイドリングを防止する。		
付帯設備・施設等の対策	・室外機は最新の低騒音型を設置する。		
青少年等の蝟集等の対策	・営業終了後は駐車場出入口をチェーンバリアカーで閉鎖し、暴走車両等が進入して騒音公害を起こさないよう配慮する。		
その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> ・冬季における駐車場等の除雪作業は基本的に午後 10 時以降及び午前 6 時以前には行わない。 ・万一、騒音問題が発生した際には迅速に適切な対応を図る。 ・駐車場内にアイドリング停止や静かな駐車場利用をお願いする看板を設置して、近隣住宅に配慮するよう啓蒙する。 		
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備	指針容量 6m ³ < 設置容量 12m ³	
	保管場所の位置、構造等	・廃棄物等保管施設は屋内に設け、飛散防止や美観・衛生面に配慮する。	
	運搬・処理対策	・廃棄物の分別を徹底し運搬時の引き取り作業の迅速化を図る。	
	減量化、リサイクル等	・廃棄物の分別処理の徹底に努め、リサイクル率の向上に努める。	
	調理臭、悪臭の飛散防止	・生ごみ等は屋内の廃棄物等保管施設に密閉して保管し、悪臭の発生を防ぐ。	
	その他の対応方策	・店舗運営責任者（店長など）との連携を図り、生活環境問題を発生させる恐れがある場合は、適切な対応策を講じる。	
(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・当地域において街並みづくりが行われる場合、取組みを阻害することのないよう調和を図る。 ・屋外広告物の設置に際して法令等を遵守する。 		
(5) 防災対策への配慮	・地方公共団体等から災害時の避難場所として、駐車場等敷地等の一部使用あるいは店舗で取り扱っている物資の緊急時における提供を行うための要請があった場合は、必要な協力を行う。		
(6) 防犯対策への配慮	・夜間は機械警備の作動及び施錠の徹底をして、防犯を図る。		
(7) 関係行政機関との協議状況			
	公安委員会 (旭川東警察署・道警本部)	協議済み	
	地元市町村 (旭川市)	協議済み	
	道路管理者 (北海道開発局旭川建設管理部)	協議済み	
	その他関係機関	—	

4. 市町村、住民等の意見

(1)市町村の意見	意見なし
(2)住民等の意見	意見なし

5. 道（上川総合振興局連絡調整会議）の意見案

意見なし
